

北海道で「札幌市公契約条例を考える市民集会」を開催 －公契約条例って何？ 制定を突破口に第一歩を踏みだそう！－

○「札幌市公契約条例を考える市民集会」の開催



白熱する議論を聞き入る参加者

3月13日、札幌市議会で審議されている「公契約条例」について、「札幌市公契約条例の制定を求める会（以下、「制定を求める会」）が、北海道自治労会館で「札幌市公契約条例を考える市民集会」を開いた。

制定を求める会は、半貧困ネット北海道、建設政策研究所、日本労働弁護団北海道ブロック、非

正規労働者の権利実現全国会議・札幌集会実行委員会、連合北海道札幌地区連合会、全建総連北海道建設労働組合連合会、全建総連札幌建設労働組合、札幌地区労働組合総連合から構成されている。

集会には市民ら300人が参加し、「公契約条例って何なのか、いまなぜ公契約条例が必要なのか」を学び、議論を深めた。

集会は、上田札幌市長から、「公契約条例の制定は地域経済の循環・活性化に結びつく、活発な議論で条例の意義を広く訴えていただきたい」とするメッセージが寄せられた。

公契約条例について正しい理解と関心を持ってもらうため、制定を求める会の事務局長の亀田茂春弁護士は、基調報告で『公契約条例ってなに？』と題し、「札幌市の一般会計建設事業費が10年間で50%に減少、低価格入札で事業者の経営を圧迫し、人件費の削減、賃金の低下により、官製ワーキングプアを生みだしている」と述べ、

入札制度の改革や公契約条例の制定で、公共事業や委託業務、指定管理者などの公共サービスで働く人たちの賃金の下限額を設定し、札幌市の公契約条例（案）第1条のとおり、誰もが安心して働き、暮らすことができる地域社会の実現を訴えた。

また、『今、なぜ、公契約条例か？』と題して、コーディネーターに弁護士の渡部達生さん、パネリストに北海学園大学経済学部准教授の川村政則さん、札幌地区連合事務局長の平野博宣さん、全印総連札幌地区連書記長の川原烈夫さんの3人がパネルディスカッションをした。

川原さんは、「印刷業界は91年をピークに売り上げが減少、近年のネット激安でさらに業績が悪化し、人員の削減や賃金抑制、さらに、以前にはなかったクレーム対応で業務が増えた。公契約条例の制定で風穴を開け、働くルールを確立させる経営者の努力が社会に反映されることも必要だ」と話した。

平野さんは、「公契約条例の制定は2002年から札幌市へ要求している。上田市長の公約でもあるが、企業側が適正な運営ができるようにするものでもある。『安ければよい』という感覚を変える必要がある」と強調した。

川村さんは、「出発点は確認し共有すること。条例の制定にがんばりたい理由は、条例が地域におけるルールを設定することにあるからで、札幌から貧困をなくそうと思えばできるからだ。公契約条例は求めていくが、それだけでなく、地元企業に受注を受けさせ、地域経済の循環も含めて考えなくてはならない」と訴えた。

参加者からは、「児童会館では、大変な労働条件で働いている。事態を深刻に受け止めてほしい」「市役所で警備員業務をしていたが、毎年入札のため、クビが切られる心配からいい仕事ができるわけがない」などの意見や感想があった。

最後に、制定を求める会代表の伊藤誠一弁護士は、「公契約条例は特効薬ではないが1つの有効な手段だ。公契約条例制定を突破口に、札幌は問題の取組みを開始したことを全国に発信し、第一歩を踏み出そう」と呼びかけた。

○働く人たちの賃金の下限額設定を求め街頭ビラ配布

「札幌市公契約条例を求める会」は3月19日、札幌駅西口で公契約条例制定の世論喚起のための街頭ビラ配布行動を行った。

デフレ経済下での「価格競争」は市の委託事業にも及び、しわ寄せが労働者の賃金へと跳ね返る状況となっている。上田市長の呼びかけにより、札幌市では公契約条例を制定し、働く人たちの賃金の下限額を設定することで公共事業の競争原理に一定の歯止めをきかせようと今議会での条例制定をめざしている。

しかし、経済団体・建築業界などの反対もあり、制定には予断を許さない状況もあることから、同会は今回の街頭ビラ配りなどで市民に広く訴えている。

なお、条例は今会期では成立せず、継続審議となっている。